省令

○財務省令第六十五号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十四日

財務大臣　片山さつき

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～8　略］ 9　委任、請負及び寄託等に基づく受託収入の類 ［受託事業費債権・刑務作業費債権 略］ 少年院職業指導作業費債権 ［病院等療養費債権～受託手数料債権　略］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～特定連絡道路工事資金貸付金債権　略］ 自動運行補助施設等設置工事資金貸付金債権 ［成田国際空港整備事業資金貸付金債権～諸貸付金債権　略］ ［11～15　略］ ［二～四　略］	**別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～8　同上］ 9　委任、請負及び寄託等に基づく受託収入の類 ［受託事業費債権・刑務作業費債権 同上］ 少年院等職業指導及び職業補導作業費債権 ［病院等療養費債権～受託手数料債権　同上］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～特定連絡道路工事資金貸付金債権　同上］ 自動運行補助施設等設置工事資金貸付金債権 ［成田国際空港整備事業資金貸付金債権～諸貸付金債権　同上］ ［11～15　同上］ ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定に基づき、登録証明機関として登録したビューローベリタスジャパン株式会社から登録証明機関の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

総務大臣　林　芳正

一　登録証明機関の住所

変更後	変更前
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号	神奈川県横浜市中区山下町二十二番地

二　変更年月日

令和七年九月十六日

○法務省告示第百二十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十月二十四日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　西森　政一

○外務省告示第四百十五号

令和七年九月二十九日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための食料及び栄養補助食品へのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための食料及び栄養補助食品へのアクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

世界食糧計画側　ドミニコ・スカルベリ在バングラデシュ事務所代表

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百十六号

令和七年九月二十九日に東京で、酪農セクター生産性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　酪農セクター生産性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億六千三百万円

3　贈与の供与期限　令和十二年六月三十日

4　署名者

日　本　側　磯俣秋男在スリランカ大使

スリランカ側　ウィジタ・ヘーラット外務・海外雇用・観光大臣

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百十七号

令和七年八月十九日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の令和二年六月八日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになったダバオ市バイパス建設計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充